

答 申

第1 審査会の結論

岐阜県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書公開決定及び公文書部分公開決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書の公開請求

請求者は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、平成17年11月21日付けで、実施機関に対し、「〇〇市（旧〇〇町を含む）内でゴルフ場内及びその周辺を残土等で改変する工事（前駆工事を含む）に関して、本庁及び出先機関が作成もしくは取得した文書の一切（ただし、2004年3月31日以前のもの）」の公開を請求した。

2 実施機関の決定

実施機関は、林政部治山課及び岐阜地域農山村整備事務所（現在の岐阜農林事務所林業課）が保有する、特定法人が〇〇市内で経営する特定ゴルフ場の改変工事に関する公文書（以下「本件対象公文書」という。）を特定した上で、平成17年12月16日に、特定法人に対して、特定法人の印影について条例第14条第1項の規定による第三者からの意見聴取を行い、同日公開しても支障を生じない旨の回答を口頭で得た。

実施機関は、平成18年1月4日付け治第251号及び岐農山第973号で公文書公開決定を、治第251号及び岐農山第973号の2で公文書部分公開決定（以下これらを「本件処分」という。）を行い、請求者に通知した（公開しようとする公文書及び公開する部分は、別表のとおり。）。

また、特定法人から意見聴取した内容以外の情報の公開に反対の意思表示があったため、当該法人に対し、当該法人に係る情報を公開することとした旨の通知及び本件処分に対し不服申立てをすることができる旨等の教示を、平成18年1月5日付けで岐阜地域振興局より書面にて行った。

3 異議申立て

特定法人（以下「異議申立人」という。）は、本件処分を不服として、平成18年1月18日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

実施機関は、平成18年1月20日付けで、その職権により、本件異議申立てに係る決定をするまでの間、公開の実施を停止することとし、異議申立人及び請求者に通知した。

また、請求者（以下「参加人」という。）より、平成18年2月12日付けで、本件異議申立ての利害関係人として審理手続に参加したい旨の申請があったため、実施機関は、平成18年2月22日付けで参加することを許可した。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

残土処分による改変工事の場所（以下「場所情報」という。）について、公開することとした本件処分を取り消すとの決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、補正書及び意見書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分により、改変工事の場所が特定されることは、その同一場所で改変工事請負業者が行った産業廃棄物の不法投棄現場が特定されることに繋がり、このため同所に第三者による新たな不法投棄が誘発される可能性があり、これにより捜査機関からの現場保存の要請に応えられなくなるおそれがある。

(2) 本件処分による場所情報の公開が、周辺住民等に産業廃棄物の不法投棄の検証の機会を与える趣旨であるとの実施機関の主張については異存はない。しかし、当該現場を実施機関職員等が定期的に視察し、工事請負業者を指導していたにも関わらず、当該業者の不法投棄を発見できなかった事実を鑑みると、場所情報の公開により一般人である周辺住民らの監視が強化されたとしても、同所に新たな不法投棄が発生しないとは考えられない。また、現場保存は土地所有者かつ施工主である異議申立人の義務であるとしても、場所情報の公開により本件現場に新たに不法投棄が行われた場合までは責任を負いかねる。

第4 実施機関の主張

実施機関が公開決定等理由説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

1 本件事案の概要について

本件対象のゴルフ場は、平成3年度になって本件対象の改変工事場所や周辺地（以下「本件対象地」という。）において、擁壁の構造や排水等について改善すべき点が認められたため、関係課からゴルフ場事業者に対して指導を行い、以降、地元役場を交えゴルフ場事業者と改善工事について協議を行ってきた。しかし、本件対象地において、必要以上の土地の形状の改変行為、農業振興地域内での農地の一時転用や森林の無断開発等が工事請負業者により行われていたため、実施機関においても各関係機関の連携のもと、再三指導を行っていたものである。

森林法（昭和26年法律第249号）に関しては、平成14年6月に本件対象地において、無断で立木が伐採され道が付けられているとの通報により現地調査を行っており、以降同作業道及び保安林への土砂の堆積等につき指導してきた。

また、平成17年2月に本件対象地について測量を実施したところ、1haを超える開発面積が認められたため、無許可開発として改変行為を中止させ復旧を指導しているところである。

(1) 森林の伐採及び開発について

森林法（以下「法」という。）に基づき、国有林以外の森林（以下「民有林」という。）について都道府県知事により地域森林計画（法第5条）が樹立された民有林（以

下「5条森林」という。)のうち保安林等他の規制を有する森林以外の5条森林において、立木の伐採等を行う場合は、あらかじめ市町村長に対し届出を提出しなければならない(法第10条の8)。また、土石又は樹根の採掘、開墾その他土地の形質の変更(以下「開発行為」という。)を行う場合にはあらかじめ都道府県知事の許可を得なければならない(法第10条の2)。

5条森林について開発行為を行う場合において、政令で定める規模(道路にあっては幅員3メートルを超えかつ1ha以上のもの。その他にあっては1ha以上のもの)を超える場合には、都道府県知事の許可(以下「林地開発許可」という。)を受けなければならない(法第10条の2第1項)その許可申請については、森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第2条の規定により、計画書・土地等の権利に関する書類・位置図・区域図、法人にあっては登記事項証明書等の書類等を添付することとされており、岐阜県の林地開発許可審査基準及び同細則において、具体的な技術基準と要件を定めている。

なお、都道府県知事は許可を必要とする開発行為にかかる違法行為について、中止及び復旧の監督処分権限を有し(法第10条の3)、林地開発許可の事務及び監督処分権限は、県の現地機関に権限が委任されている。

(2) 保安林について

保安林とは、森林法に基づき水源のかん養、災害の防備等森林の有する公益的機能上、特に重要な森林を、指定目的の種類により農林水産大臣又は都道府県知事が指定し(法第25条及び法第25条の2)、その保全を図るために一定の行為制限を課すものであり、具体的には、指定施業要件による立木の伐採規制や土地の形質変更行為等の規制、伐採跡地での植栽義務が課せられる(法第33条第1項)。

保安林において、指定施業要件の範囲内で立木の伐採を行う場合又は森林の機能に影響を与えないと認められる範囲で土地の形質を変更する行為を行う際には、前もって都道府県知事の許可を得なければならない(法第34条第1項及び第2項)。

また、保安林を保安林以外の用途に供する場合(以下「転用」という。)、行為者はあらかじめ保安林の解除を申請しなければならない。農林水産大臣又は都道府県知事は、保安林の指定の理由が消滅したときはこれを解除しなければならず(法第26条第1項及び法第26条の2第1項)、又は公益上の理由により解除することができる(法第26条第2項及び法第26条の2第2項)。

しかし、保安林については、5条森林にもまして、森林の公益的機能が高いため特に指定しているものであり、制度の趣旨からして森林以外の用途への転用を抑制すべきものであるから、やむを得ざる事情のある場合に限りこれを認めることとし、解除の取扱いについて要領を定めている。転用に際しては、当該保安林の指定の目的を達成するため、転用に伴い失われる保安林機能を代替する施設が設置されることが必要になる。

なお、保安林にかかる違法行為については、都道府県知事は行為の中止、造林、復旧及び植栽の監督処分権限(法第38条)を有する。また、都道府県知事の権限については県の現地機関に権限が委任されている。

2 本件対象公文書について

対象となった公文書は、1に記載する指導において各関係部局が取得又は作成した文書であり、異議申立人の経営するゴルフ場のコース改変協議に係る文書、農業振興地域の指定除外・農地の転用に係る文書及び林地開発に係る文書並びにこれらに関し現地機関等が行った事業者との打合せ・指導内容が記録された文書及び現地調査の復命書等が含まれている。

3 本件処分について

実施機関が本件処分を行った理由は、次のとおりである。

(1) 条例第6条第1号（個人情報）の該当性について

対象公文書中には、各法人事業者の従業員の名・役職、警察署の警部補以下の職員の職氏名、個人が識別できる氏名、自署押印及び写真があり、これらは個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号に該当するとして非公開とした。

しかし、法人事業者の役員の氏名、県議会議員の職氏名及び登記簿に記載された土地所有者の氏名については、公表が予定されている個人情報であり、本号ただし書イに該当すると判断し、公開とした。

(2) 条例第6条第3号（事業活動情報）の該当性について

異議申立書によると、異議申立人は、「残土処分による改変工事の場所」に関する情報の非公開を求めている。当該情報は、ゴルフ場改変工事地内での産業廃棄物の不適正処理現場の情報でもあり、その場所を明らかにすることにより、異議申立人が行為者でないとしても、異議申立人が施工主として当該地域において社会的評価・信用が損なわれ、今後の事業活動に支障が生じる可能性があることも考えられる。

しかし、本件の不適正処理現場に関しては、県不適正処理対策室（当時）が「〇〇市内のゴルフ場において産業廃棄物の不法投棄が行われた」との情報について記者発表を行っており、既に一部新聞紙面には行為者名を挙げ、行為者の逮捕の記述とともに掲載されたところである。これは、不適正処理がその現場の周辺住民等の健康や生活上の利益に直接影響を及ぼす危険性があることから、周辺住民が関心を持ち、県の有する情報を求めることは当然のことであり、そのような県民に対し、県は行政の説明責任を果たし、その処理状況等に関する情報は周辺住民等が検証できるように情報の公開を行う必要があるとの考えから発表されたものである。また、地元市議会においても本件不適正処理について幾度か質問がなされている。

通常、場所が判明して住民の監視の目がより強くなれば、公開された場所に対し、これ以上の不法投棄が行われるとは考えがたく、異議申立人が主張するような「別の不法投棄を誘発する」事態が生ずるとは認められない。

また、異議申立人が主張する「捜査機関からの現場保存の要請に応えられなくなるおそれ」についても、本来自身が所有又は使用収益する土地については、自身の責任において管理監督をすべきものであり、また、施工主である異議申立人の責任において行うべきものである。よって場所を公開することにより現場を保存することが困難になるというような理由は特段認められない。

よって、異議申立人の施工主としての責任を考えれば、場所を公開することにより、異議申立人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれるとは認められない。

異議申立人から提出されたゴルフ場コース改変協議書その他計画書には、改変の大きな内容、改変場所の図面、地形図上に描かれた残土の埋立て形状等の情報があるが、これらは計画の概略を示す情報であり、詳細な工程、ノウハウ、資金管理等の事業者の営業秘密となるものではないから、公開することとした。また、具体化している計画の外、2次計画・3次計画等の将来計画の内容が含まれているが、2次計画については既に〇〇市への協議が行われており、当然地元もその計画内容を知っているので、公開することにより事業者の事業活動に影響を及ぼすとは考えられない。また、2次計画・3次計画とも計画内容は盛土を主体とした計画で、完成後には外形的にわかるものを中心で、公開することにより事業者の営業活動に著しい影響を及ぼすとは考えられないことから、公開することとした。

この外、異議申立人からの事業の将来計画に係る質問・相談・保安林解除に係る事前相談等の資料には、計画の概要及び現場の見取図があり、これらは正式な協議や相談ではなく、任意で相談を受けたものであるが、その情報の内容は、計画の概略に過ぎないことから公開することとした。

現地機関合同の改変場所の現地調査復命書に記載された異議申立人や工事請負業者らへの指導事項は、県からの行政指導事項であるが、事業者側の対応方針も記載しており、公開しても事業者の不利益にならない。なお、工事請負業者については、不法投棄をしていたことから、現場での状況は保護する正当な利益に該当しない。

産業廃棄物最終処分場（安定型）に係る土地開発事前協議申出書は正式な協議ではなく、その前段階で内容確認のために提出されたものであり、事業の概要及び現場の概要図がある。しかし、この計画は既に中断されており、公開しても事業者の競争上の地位その他正当な利益を損なうとは認められない。

以上により、非公開事由に該当する部分以外を公開決定及び部分公開決定により公開したとしても、異議申立人の事業活動に何ら支障はなく、本件処分は妥当である。

第5 参加人の主張

参加人が意見書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

実施機関が、ゴルフ場開発関係文書非公開処分取消訴訟の名古屋高等裁判所判決（平成16年（行コ）第21号）の趣旨に立脚して、本件各情報を公開するとした理由は、至極正当なものである。

第6 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件公文書について

本件対象公文書は、異議申立人が〇〇市内で経営する特定ゴルフ場及びその周辺地において行われた改変工事に関し、実施機関が平成16年3月31日までに作成・取得した公文書である。主な対象公文書として、ゴルフ場コース改変協議に係る文書、県の関係機関の打合せ記録、農業振興地域の指定除外・農地の転用に係る文書及び林地開発に係る文書並びにこれらに関し県等の機関と事業者との打合せ・指導内容が記録された文書、

現地機関が実施した改変工事現場調査の復命書等がある。

これらの文書は、「ゴルフ場の環境管理に関する指導要綱(平成2年7月10日付け公示)」、「岐阜県ゴルフ場の環境管理に関する規則(平成12年岐阜県規則第75号)」や「森林法」等の規定に基づき、県が異議申立人その他の事業者を指導する過程で作成・取得されたものであり、県の関係部署で情報共有のために多くの文書がそれぞれ保管されていたことが確認できる。

本件対象公文書のうち異議申立人が本件処分により公開されることにつき取消しを求めている「場所情報」の内容は、次のものがある。

①改変工事場所を直接的に示す情報

改変工事場所の所在地地番、改変工事場所の位置を示す図面(地図、計画図等)、改変工事現場を撮影した写真

②改変工事場所を間接的に示す情報

県が異議申立人に対し改善を指導したゴルフ場のホール番号、改変工事隣接地の保安林の位置、改変工事隣接地の農地転用申請のあった場所

2 本件処分に係る具体的な判断について

異議申立人は、「残土処分による改変工事の場所に関する情報」を公開することが法人としての競争上の地位その他正当な利益を侵害するとして、場所情報が条例第6条第3号の非公開情報に該当する旨主張していると考えられるので、本件公文書における同条第3号の該当性について、以下のとおり判断する。

(1) 条例第6条第3号該当性について

ア 条例第6条第3号の趣旨

条例第6条第3号本文は、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由を保障する趣旨から、法人等又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる情報については公開しないことを定めたものであり、解釈運用基準によれば、以下の情報をいうとされている。

- ① 法人等又は事業を営む個人の保有する生産技術、営業、販売等に関する情報であって、公開することにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれるおそれのあるもの
- ② 経営方針、経理、金融、人事、労務管理等の事業活動を行う上での内部管理に関する情報であって、公開することにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれるおそれのあるもの
- ③ その他公開することにより、法人等又は事業を営む個人の社会的評価・信用が損なわれ、法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれるおそれのあるもの
なお、法人等の事業活動に関する情報について、事業活動として保護する必要性と公開することによって実現される人の生命、健康、生活又は財産の保護といった公共の利益の保護とを総合的に勘案した上で、公共の利益を優先させる必要がある場合には、その情報は公開しなければならないと定められている。

イ 条例第6条第3号該当性について

異議申立人は、「残土処分による改変工事の場所に関する情報」の非公開を求めている。当該情報は、異議申立人が施工主となったゴルフ場改変工事に関する情報

であり、異議申立人のゴルフ場経営に関わる情報であって、いずれも本号に規定する法人の事業に関する情報と認められる。

しかし、当該情報を公開することにより、残土処分による改変工事を行う場所が特定されたとしても、異議申立人の競争上の地位その他正当な利益を損なうとは認められず、また、異議申立人からもこの点について、正当な利益を損なうことについての具体的な主張がなされておらず、非公開とする理由は認められない。

一般に、ゴルフ場の改変を行う場合は、森林の伐採や土砂の切り盛りが行われるため、その工事が適正に行われない場合、崩落等災害の発生するおそれもあり、工事内容は周辺住民にとっては重大な関心事であって、事業者側は自ら十分な情報を提供し、理解を得ることも求められるところ、本件工事は、県土木部長（当時）から、ゴルフ場の擁壁崩落のおそれや排水の処理に問題があるとして改善を指導されたことに対応するために行われたものであり、その工事の内容が適正に行われたことを住民が確認するためにも公開する公益性があると認められる。

また、本件工事現場の情報は、工事請負業者による産業廃棄物の不適正処理が行われていた不法投棄現場としての情報でもある。

これについては、その場所を明らかにすることにより、異議申立人が直接の行為者でないとしても、工事請負業者に工事を発注した施工主として社会的評価・信用が損なわれ、今後の事業活動に支障が生じる可能性も考えられる。

しかし、廃棄物の不適正管理に係る情報は、不法投棄が現場周辺住民等の健康や生活上の利益に直接影響を及ぼす危険性があることから、県民に対する行政の説明責任を果たすために公開することの公益性・必要性が大きい情報であり、現に本件の不適正処理現場に関しては、県不適正処理対策室（当時）が「〇〇市内のゴルフ場において産業廃棄物の不法投棄が行われた」との情報を記者発表している。

土地の所有者、占有者及び管理者に対しては、岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例により、土地において廃棄物の不適正処理が行われないよう適正な管理をすることについて努力義務が課せられているのであり（第13条第1項）、さらに、本件不法投棄は、異議申立人から改変工事を受注した工事業者が行っていたものであることから、異議申立人には、土地を管理する者としての責任とともに、工事発注者としての責任も認められるものである。

なお、平成18年2月に岐阜県警が実施した当該不法投棄現場の検証の状況は、一部新聞において異議申立人の経営するゴルフ場の名称及び所在地の大字名とともに報道されており、現時点においては、外形的に判明する事実と併せて、不法投棄現場に係る場所を特定することは容易になっており、公にされている情報であるともいえるものである。

異議申立人は、場所情報の公開により、新たな不法投棄の誘発を危惧する旨の主張をしている。

しかし、通常、不法投棄は人目につかないところで行われるものであり、不法投棄の事実が判明して住民の監視の目がより強くなった場所であれば、常に見られているということが不法投棄をしようとする者に対しての抑止力となるものであり、公開された場所にこれ以上の不法投棄が行われるとは具体的に想定できない。今回

の事案のように警察の捜査が行われている場所であればなおさらである。捜査機関からの現場保存の要請に対しては、本件においては異議申立人が現場への立入禁止をする等の措置をとり、定期的に現場確認を行う等の通常の管理義務を果たすことにより応えるべきものであり、新たな不法投棄が具体的に想定できない状況にあっては、それをもって非公開とする理由にはならない。

以上から、場所情報を公開することにより、異議申立人に何らかの不利益があるとしても、異議申立人の施工主及び土地を管理する者としての責任を考慮すると、それは受忍すべき範囲のものであり、異議申立人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれるとまでは認められない。よって、本件場所情報は本号に該当せず、公開とすべきである。

3 その他実施機関の主張

実施機関は、場所情報以外の情報についても縷々主張をしているが、異議申立人は、場所情報が公開されることをもって公開決定等の取消しを求めていることから、場所情報の公開が正当である以上公開決定等の取消しの必要はなく、その他の情報についてはあえて判断をするまでもない。

第7 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査を行った。

	審 査 の 経 過
平成18年1月31日	・ 諮問を受けた。
平成18年2月16日	・ 実施機関から公開決定等理由説明書を受領した。
平成18年3月7日 (第70回審査会)	・ 諮問事案の審議を行った。
平成18年3月9日	・ 異議申立人に公開決定等理由説明書を送付した。
平成18年3月27日	・ 異議申立人から公開決定等理由説明書に対する意見書を受領した。
平成18年3月28日	・ 実施機関に公開決定等理由説明書に対する意見書を送付した。 ・ 参加人に公開決定等理由説明書及び公開決定等理由説明書に対する意見書を送付した。
平成18年4月21日	・ 参加人より公開決定等理由説明書及び異議申立人の意見書に対する意見書を受領した。 ・ 実施機関に参加人からの意見書を送付した。
平成18年5月15日 (第71回審査会)	・ 実施機関から口頭意見陳述を受けた。 ・ 諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
	粟津 明博	朝日大学法学部教授	
	蒲 修	特定非営利活動法人 岐阜県青年のつどい協議会理事長	
	羽田野晴雄	税理士	
会 長	森川 幸江	弁護士	
	山田 洋一	岐阜県商工会議所連合会専務理事	

(五十音順)

別表 公開しようとする公文書及び公開する部分一覧

○治山課分

治第251号による公開決定分

番号	公文書名	公開する部分
1	特定ゴルフ場隣接地における開発計画について (H13. 7. 16)	・ 森林法の指導方針 ・ 林地開発台帳 ・ ゴルフ場隣接地での産業廃棄物最終処分場計画についての相談結果及び出席者名 (事業者代表者、コンサルタント) ・ 位置図 ・ 事業者の名刺
2	特定ゴルフ場改善計画に関する対応について	・ 関係法令における県の対応フロー図 ・ 現行為の状況、対応方針の記述
3	ゴルフ場の防災に関する改善について (H14. 6. 28)	・ H14. 6の特定ゴルフ場改修工事説明申請書 (説明文書・計画平面図) ・ H14. 6の建設事務所長及び建築事務所長からの回答書
4	特定ゴルフ場の改善計画に対する打合せ会議の開催について (H14. 7. 10)	・ 土地対策室からの開催通知
5	特定ゴルフ場無届け開発行為に対する対応策	・ 現在までの経緯 (質問内容、改善通知内容の概要、事業者指導の概要、保安林に関する今後の方針)
6	ゴルフ場の防災に関する改善について (H4. 3. 5)	・ H4. 3及びH4. 8の土木部長から事業者に出されたゴルフ場の防災に関する改善についての文書
7	特定ゴルフ場についての対応策 (森林法) (H14. 7. 24)	・ 森林法の抜粋と解説 ・ 森林法における対応策 ・ 会議結果
8	ゴルフ場の防災に関する改善に伴う事前工事着工の中止について (案) (H14. 7)	・ 事業者に対する事前工事着工中止の理由 (案)
9	土地開発事業事前協議申出書 (循環型リサイクル施設安定型最終処分場建設事業) (H14. 3)	・ 事業計画概要 (案) (事業概要・位置図・現況平面図・計画平面図・断面図・現地地番図)
10	コース改変協議 (H14. 11. 15)	・ 改変工事の概要及びその理由 (位置図・現況平面図・計画平面図・断面図)
11	特定ゴルフ場における土砂置き場の計画書 (案) (H14. 11. 15)	・ 事業者から提出された計画書 (第1次から3次計画の概要及び必要な手続・計画図)
12	計画事前協議申請書	・ ○○市土地開発事業指導要領に基づく○○市長宛申請書 ・ 事業計画の概要 ・ 計画図、公図等の図面 ・ 土地調書 (地番、地目、地積、所有者氏名、住所)
13	保安林の解除に係る事前相談について	・ 事業対象地 (保安林) の概要 ・ 事業計画の概要 ・ 計画図等の図面

治第251号による部分公開決定分

番号	公文書名	公開する部分
1	特定ゴルフ場改善工事打合せについて (H14. 3. 1)	・ H13. 12～H14. 2までの事業者と○○町の協議結果

2	特定ゴルフ場の改善計画に係る関係機関の打合せ (H14. 7. 17)	・打合せ結果、対応策 ・案件の概要 ・改善計画書の経緯 ・問題点及びその対応 ・H3. 11～H14. 7までの経緯 ・位置図
3	特定ゴルフ場に係る改善計画の提出説明 (H14. 7. 30)	・現地調査結果 ・協議内容 ・今回の行為が森林法の対象となる旨の記述

○岐阜地域農山村整備事務処分

岐農山第973号による公開決定分

番号	公文書名	公開する部分
1	特定ゴルフ場の残地森林の無許可伐採及び作業道開設について (H14. 06. 20)	・現地調査復命書 ・無断伐採された状況の記録 ・今後の対応 ・位置図、計画平面図
2	特定ゴルフ場における改善工事について (H14. 06. 21)	・打合せ記録 ・改善計画の提出説明の実施状況の記録 (出席者の発言要旨)
3	特定ゴルフ場改修工事説明申請書について (申請書・進達書) (H14. 06. 24)	・H14. 6の改修工事に関する事業者からの説明申請書 (盛土による傾斜角緩和、防災用施設の施工・調整池の施工、位置図、平面図、調整池詳細図、盛土断面図、集水桝・暗渠の配置図・詳細図、擁壁工の安定計算等)
4	特定ゴルフ場における改善工事についての改善計画及び区域の土地改変に係る対応について (H14. 06. 27)	・改善工事についての回答 (案) ・事業者からの説明申請書 (説明文書、計画平面図) ・H4. 3及びH4. 8の土木部長が事業者に出したゴルフ場の防災に関する改善についての文書 ・H6. 1に事業者から土木部長に提出された改善計画書案 (擁壁の改善及び排水処理)
5	ゴルフ場の防災に関する改善について (回答) (H14. 06. 28)	・事業者に対してゴルフ場の改善申請書に対する回答文書
6	特定ゴルフ場に係る関係機関打ち合わせ会議 (H14. 07. 19)	・部局長会議資料抜粋 ・関係機関打合せ結果 ・ゴルフ場の環境管理に関する規則 ・ゴルフ場の環境管理に関する規則に基づく指導の案及び事業者へ出す文書の案 ・農地転用の箇所一覧及び聞き取り事項 ・農地の公図
7	特定ゴルフ場に係る関係機関打ち合わせ会議 (H14. 07. 25)	・打合せ記録 ・H4. 3の土木部長から事業者に出されたゴルフ場の防災に関する改善についての文書 ・H14. 6の建設事務所長と建築事務所長から事業者に出されたゴルフ場の防災に関する改善についての文書 ・位置図 ・盛土計画平面図 ・建設事務所長と建築事務所長から事業者に出す工事着工中止に関する文書の案 ・ゴルフ場環境管理指導連絡会設置要綱 ・作業道開設行為に対する森林法関係の対応策の案 ・ゴルフ場の環境管理に関する規則に基づく指導の案
8	特定ゴルフ場に係る関係機関打ち合わせ会議 (H14. 07. 26)	・事業者に出す工事着工中止に関する文書の案、 ・農地転用箇所の詳細地番、農地の公図 ・ゴルフ場の環境管理に関する規則 (抜粋) ・ゴルフ場環境管理指導連絡会議設置要綱 (抜粋) ・H14. 6に事業者から出された改修工事説明書に対する意見を事業者へ通知する文書の案

9	特定ゴルフ場事業者に対する文書指導について (H14. 08. 08)	・地域振興局長、建設事務所長、建築事務所長、農山村整備事務所長からゴルフ場事業者に出されたゴルフ場の形質変更工事の中止についての文書
10	特定ゴルフ場現地調査結果報告 (H14. 08. 16)	・現地調査結果 ・現場の写真及び撮影位置図
11	特定ゴルフ場に係る作業道中止の現地調査について (H14. 08)	・現地パトロールのスケジュール表
12	循環型リサイクル施設安定型最終処分場建設事業土地開発事前協議申請書に対する回答 (H14. 09. 25)	・意見照会回答 ・産廃業者から提出された事前協議申出書(案)(事業概要、位置図、現況平面図、計画平面・断面図、現地地番図)
13	産業廃棄物施設に関する打ち合わせについて (H14. 10. 15)	・打ち合わせ内容の記録 ・土地利用計画表記載の図面 ・森林法第10条の2第2項第3号関係の解説資料
14	特定ゴルフ場における土砂置き場の計画書(案) (H14. 11. 15)	・事業者から提出された計画書 ・第1次～3次計画の概要及び必要な手続き、計画図
15	ゴルフ場コース改変協議書 (H14. 11. 15)	・改変工事の概要及びその理由、位置図 ・現況平面図、計画平面及び断面図
16	特定ゴルフ場現地調査結果報告 (H14. 11. 19)	・現地調査結果 ・現場写真及び撮影箇所位置図
17	特定ゴルフ場盛土現場に隣接した保安林の調査 (H14. 11. 20)	・現地調査を実施した際の事業者への保安林に関する指導事項 ・現況平面図
18	ゴルフ場コース改変協議に係る意見書 (H14. 12. 04)	・コース改変協議に対しての意見文書
19	ゴルフ場コース改変協議の承認通知書 (H14. 12. 12)	・コース改変協議の結果 ・事業者に対する承認通知書(事業実施にあたっての留意事項)
20	〇〇町所有地の埋め立てについて(照会) (H14. 12. 20)	・〇〇町からの町有地に関する質問文書
21	特定ゴルフ場に係る改変協議工事の現地調査計画 (H15. 01)	・現地パトロールのスケジュール表
22	特定ゴルフ場現地調査結果報告 (H15. 01. 10)	・現地調査結果 ・現地の写真及び撮影箇所位置図
23	〇〇町所有地の埋め立てについて(回答) (H15. 01. 27)	・〇〇町からの町有地に関する質問文書に対する回答、保安林転換図
24	特定ゴルフ場現地調査結果報告 (H15. 02. 20)	・現地調査結果(1次計画(コース改変協議)の実施状況確認) ・現地写真及び撮影箇所位置図
25	特定ゴルフ場現地調査結果報告 (H15. 03. 19)	・現地調査結果(1次計画(コース改変協議)の状況確認) ・現地写真及び撮影箇所位置図
26	特定ゴルフ場現地調査結果報告 (H15. 05. 23)	・現地調査結果(1次計画(コース改変協議)の状況確認) ・現地写真及び撮影箇所位置図
27	特定ゴルフ場現地調査結果報告 (H15. 06. 18)	・現地調査結果(1次計画(コース改変協議)の状況確認) ・現地写真

28	特定ゴルフ場現地調査結果報告 (H15.06.30)	・現地調査結果（1次計画（コース改変協議）の状況確認） ・水質の簡易検査を実施 ・現場写真及び撮影箇所位置図
29	特定ゴルフ場に係る改変協議工事の現地調査計画（H15.07）	・現地パトロールのスケジュール表
30	特定ゴルフ場現地調査結果報告 (H15.07.17)	・現地調査結果（1次計画（コース改変協議）の状況確認） ・現地写真及び撮影箇所位置図
31	特定ゴルフ場現地調査結果報告 (H15.08.07)	・現地調査結果（1次計画（コース改変協議）の状況確認） ・現地写真及び撮影箇所位置図
32	特定ゴルフ場現地調査結果報告 (H15.08.22)	・現地調査結果（1次計画（コース改変協議）の状況確認） ・現地写真及び撮影箇所位置図
33	特定ゴルフ場現地調査結果報告 (H15.09.16)	・現地調査結果（1次計画（コース改変協議）の確認） ・現地写真及び撮影箇所位置図 ・事業者の要望書に対する回答書とその添付資料
34	特定ゴルフ場現地調査結果報告 (H15.10.01)	・現地調査結果 ・現地写真及び撮影箇所位置図
35	特定ゴルフ場に係る改変協議工事の現地調査計画（H15.11）	・現地パトロールのスケジュール表
36	残土処理地の測量図面（H15.12）	・現地の面積測量図
37	特定ゴルフ場現地調査結果報告 (H16.02.04)	・現地調査結果（1次計画（コース改変協議）の状況確認） ・現地写真及び撮影箇所位置図
38	特定ゴルフ場現地調査結果報告 (H16.03.02)	・現地調査結果（1次計画（コース改変協議）の状況確認） ・現地写真及び撮影箇所位置図

岐農山第973号の2による部分公開決定分

番号	公文書名	公開する部分
1	特定ゴルフ場に係る関係機関打ち合わせ会議（結果）（H14.06.25）	・出席者の発言要旨
2	特定ゴルフ場に係る関係機関打ち合わせ会議（H14.07.17）	・打合せ結果、対応策のメモ書き ・案件の概要 ・改善計画書の経緯 ・問題点及びその対応 ・H3.11～H14.7までの経緯 ・位置図
3	特定ゴルフ場における改善計画書について（H14.7.30）	・現地調査結果、打合せ結果（発言要旨） ・該当箇所の森林計画図
4	特定ゴルフ場の作業道開設工事の中止指導について（H14.08.06）	・作業道工事の中止の文書指導と現場確認の実施（県と事業者等の発言要旨、現地写真） ・新たな計画が提出された場合の対応案、事業者に出す工事着工中止の文書の案、H12.4の岐阜県土地開発事業の調整に関する規則の施行についての文書 ・森林法Q&A、森林法一部抜粋
5	特定ゴルフ場のコンサルタント業者との協議（H14.09.05）	・コンサルタント会社との協議の発言要旨

6	特定ゴルフ場盛土現場に隣接した保安林の調査 (H14. 12. 02)	・調査結果 ・指導内容 ・現地写真
7	特定ゴルフ場現地調査結果報告 (H15. 03. 07)	・現地調査結果 1次計画 (コース改変協議) の状況 ・現地写真及び撮影箇所位置図
8	特定ゴルフ場現地調査結果報告 (H15. 04. 14)	・現地調査結果 (1次計画 (コース改変協議) の状況) ・現地写真及び撮影箇所位置図
9	特定ゴルフ場現地調査結果報告 (H15. 05. 09)	・現地調査結果 ・現地写真及び撮影箇所位置図
10	特定ゴルフ場現地調査結果報告 (H15. 06. 03)	・現地調査結果 ・現地写真
11	特定ゴルフ場現地調査結果報告 (H15. 11. 12)	・現地町結果 (1次計画 (コース改変協議) の状況確認) ・現地写真及び撮影箇所位置図
12	特定ゴルフ場の第2次計画 (改善工事) について (H15. 12. 12)	・打ち合わせの記録簿 (森林法にかかる部分についての要旨) ・保安林の解除に係る事前相談の文書 ・公図の写し及び保安林の箇所を記載した図